

補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額（返還額）の報告事務について



岡山県保健医療部地域医療推進課

令和 8 年 7 月版

目 次

1. 仕入控除税額報告の概要

- [1]消費税の納付と補助金について・・・・・・・・・・・・・ 3
- [2]報告の目的について・・・・・・・・・・・・・ 4
- [3]報告の時期等について・・・・・・・・・・・・・ 4

2. 仕入控除税額の算定について

- [1]仕入控除税額フローチャート・・・・・・・・・・・・・ 5
- [2]返還額が0円の場合・・・・・・・・・・・・・ 6
- [3]返還額がある場合・・・・・・・・・・・・・ 7

3. 県への報告書類について・・・・・・・・・・・・・ 9

- [1]返還額が0円の場合
- [2]返還額がある場合

4. よくある質問・・・・・・・・・・・・・ 10

- Q.1 補助金受領年度と、課税期間について
- Q.2 建設仮勘定について
- Q.3 報告後に消費税の申告に修正があった場合について

※この資料は地域医療推進課から補助金を受けた医療機関が仕入控除税額の報告を行うためのものです。

他課の補助金に関することは、それぞれ補助金の交付事務を行った部署にお問い合わせください。

また、消費税の申告方法については、税理士や税務署にご相談ください。

1. 仕入控除税額報告の概要

[1]消費税の納付と補助金について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

○一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税額 50 万円)		非課税売上 200 万円
		(納付税額 20 万円)	
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税仕入 420 万円	

一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないことになります。

○一般課税で補助金がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440 万 (消費税額 40 万円)		非課税売上 310 万円
		補助金 110 万 (消費税額 10 万円)	
	(納付税額 10 万円)		返還額
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)		非課税仕入 420 万円

[2] 報告の目的について

[1]の理由により、補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金返還となる場合があります。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、県から納付書（請求書）を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。

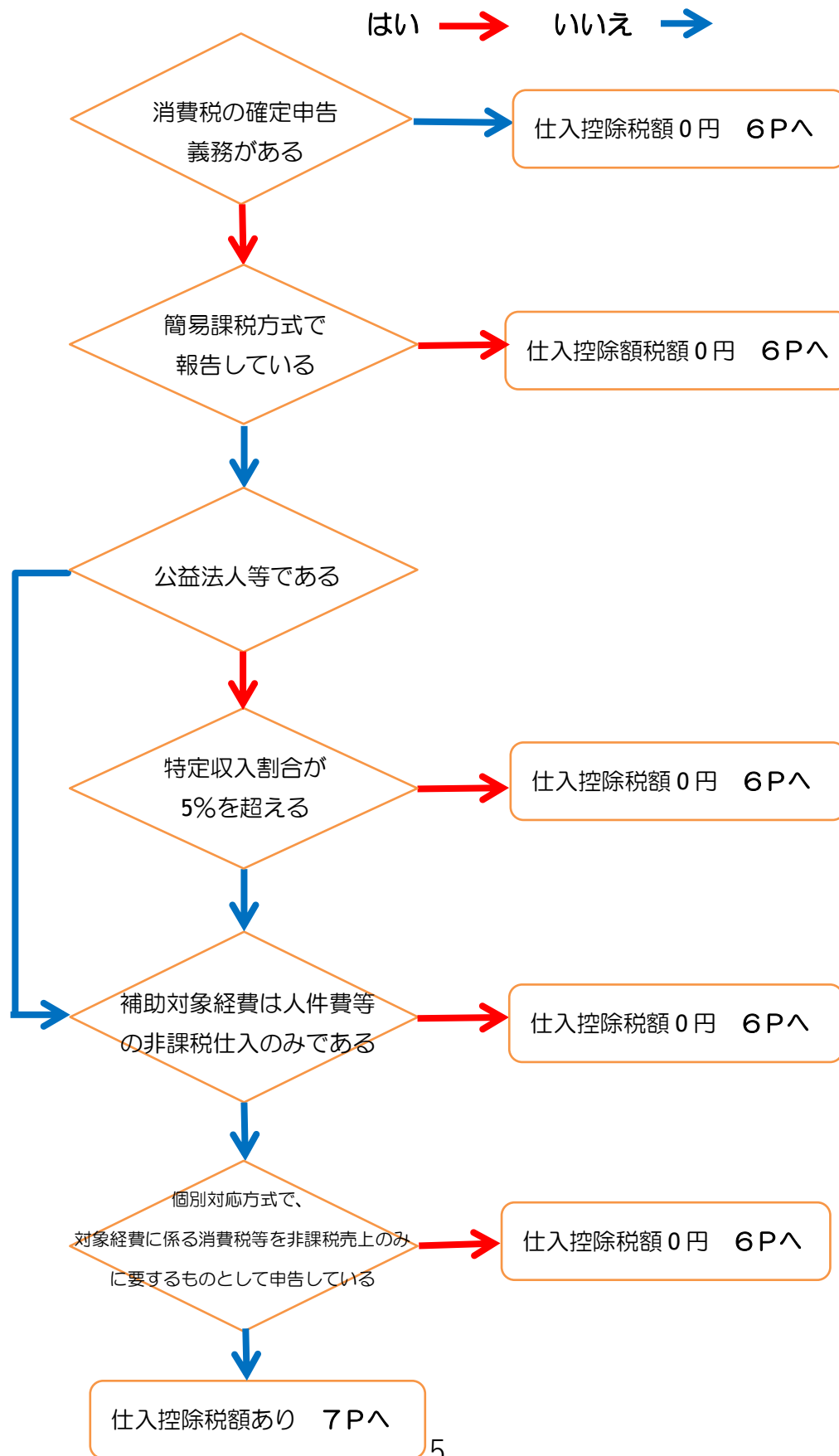
[3] 報告の時期等について

多くの補助金交付要綱において、「消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならない」と定めていますので、消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入れ控除税額が確定しましたら、適宜、報告をお願いします。

「速やかに」とは概ね1か月程度を目安にしてください。

2. 仕入控除税額の算定について

[1]仕入控除税額フローチャート



[2] 返還額が 0 円の場合

次のような事業者は、原則返還金がありません。

- 消費税の申告義務がない。
- 簡易課税方式で申告している。
- 公益法人等であり、特定収入割合が 5%を超えている。
- 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- 補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として計上している。

※返還額が 0 円の場合でも、報告は必要です。



公益法人等とは？

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

[3] 返還額がある場合

[2] 以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり、計算の上、県に報告してください。

※平成 26 年 3 月 31 日までの課税期間分については、10/110 の部分を 5/105 に、平成 26 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの課税期間分については、10/110 の部分を 8/108 に読み替えて、計算してください。（令和 3 年 3 月時点）

※課税仕入に係る税率が 2 種類含まれる場合はそれぞれ分けて計算し、それらを足し上げてください。

○課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下の場合

$$\text{返 還 額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

○課税売上割合が 95%未満の場合、

又は課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円を超える場合

●一括比例配分方式を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	仕入控除税額 (控除する消費税額)	課税売上割合 で按分
	控除できない消費税額	

$$\text{返 還 額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$



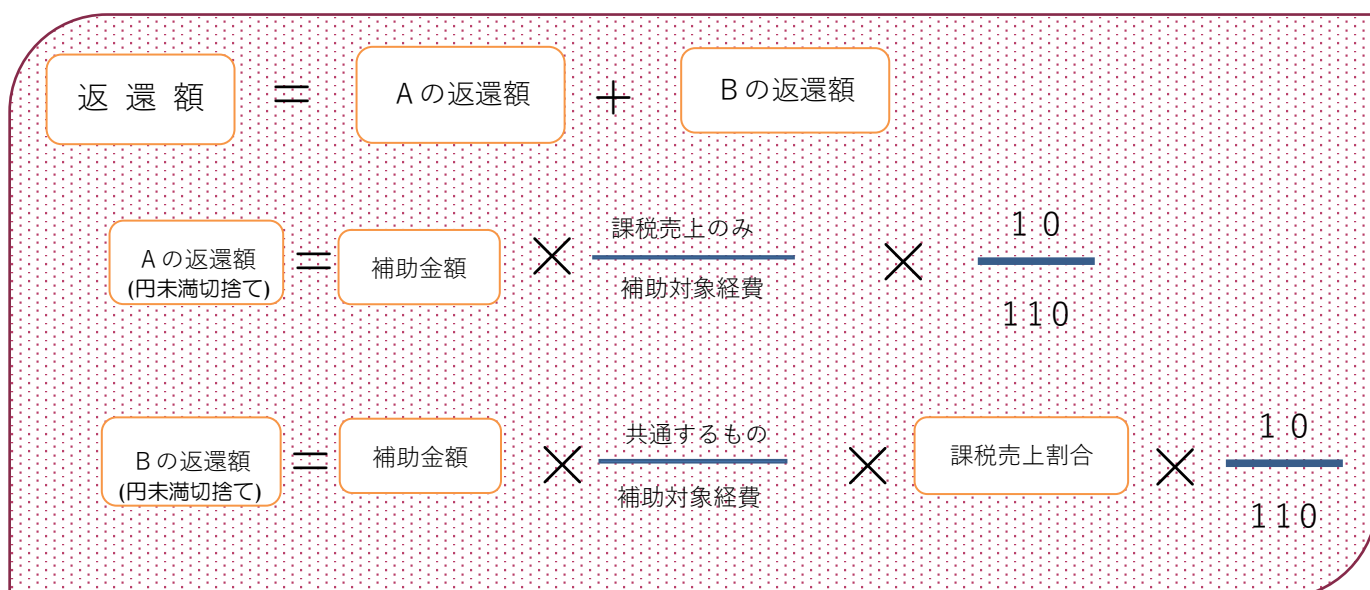
課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜き）}}{\text{総売上高（税抜き）}}$$

※基本的に、仕入控除税額を計算するときは端数処理を行いません。

●個別対応方式を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入に係る消費税額	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	B AとCに共通するもの	
	C 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額



小数点以下の処理について

課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。

返還額については、円未満を切り捨ててください。

3. 県への報告書類について

[1] 返還額が 0 円の場合

ア 仕入控除税額報告書

イ 返還額がない理由を証する書類

- ・簡易課税制度で申告している→確定申告書（第 3-(3)号様式、又は第 27-(2)号様式）
- ・特定収入割合が 5%を超える→確定申告書、特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）

[2] 返還額がある場合

ア 仕入控除税額報告書

イ 確定申告書

ウ 付表 2-3、又は附表 2-1,2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

エ 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）…5 P の公益法人等のみ

4. よくある質問

Q.1 平成 25 年度に交付決定を受けた補助金を、平成 26 年 5 月に受領したため、当院の課税期間としては平成 26 年度になるが、どちらの年度で計算すれば良いか。

A.1 補助金はあくまで平成 25 年度に交付決定したものであるため、平成 25 年度の消費税申告を元に行ってください。

Q.2 補助金を受けて整備した建物について、一部が完成したことにより引き渡しを受けた部分を一旦、建設仮勘定とし、全ての引き渡しを受けた日の課税期間における課税仕入れ（固定資産などへの振り替え）して処理している場合はどのように報告したら良いか。

A.2 仕入控除税額の報告は毎年度行うことになっていますので、建設仮勘定とした年度について 0 円として報告し、引き渡しを受けた年度に仮勘定年度に受けた補助金と合計して計算してください。

（例）25 年度（仮勘定）補助金額 100 万円、26 年度（引き渡し）補助金額 200 万円の
場合、平成 26 年度に補助金額 300 万円として計算してください。

Q.3 仕入控除税額の報告後、税務署への消費税にかかる申告内容を修正したため、課税売上割合等が変わった場合はどうしたら良いですか。

A.3 仕入控除税額が変わる可能性がある場合は、必ず地域医療推進課まで報告してください。返還額が減る場合は、県から病院に差額を返還し、増える場合は差額の請求を行います。

☆消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、

国税庁の HP（<http://www.nta.go.jp>）をご確認ください。